

交際費等に関するお願い

【交際費の税務上の取扱い】

平成 18 年度税制改正において社外の者に対する 1 人当たり **5,000** 円以下の飲食費の損金算入制度（税務上経費として認められる）が交際費課税制度に創設されました。この創設された制度とは課税される交際費の範囲から交際費に該当する飲食費のうち社外の者に対するものを特例として除外するというものです。

交際費に該当するもので 1 人当たり **5,000** 円を超える飲食費、その他の交際費の取扱いは今までどおり資本金 **1 億円** 以下の法人については一定額の年 **600** 万円を超える分と年 **600** 万円以下の **10%** の分（平成 21 年 3 月 31 日以前終了事業年度については年 400 万円を超える分と年 400 万円以下の **10%** の分）については損金算入できないこととなっています。

【帳簿作成及び入力処理の注意点など】

税務調査においてもトラブルの生じやすい会議費や他の科目との区分を明確にする必要がありますので、下記の注意点をご理解いただき毎月の帳簿作成、入力処理を行ってください。

① 交際費との区分が曖昧になりやすい科目

- ・ **会議費**（会議に関連して通常要する費用）
- ・ **福利厚生費**（従業員への慶弔費、社員旅行などの費用）
- ・ **手数料**（契約に基づく情報提供料など）
- ・ **広告宣伝費**（カレンダーなどの広告用物品の贈与）

② 伝票及び出納帳への記入要項（入力処理も同様）

- ・ **勘定科目**（上記①は一例に過ぎませんので、判断が難しいケースがありましたらご連絡下さい。）
- ・ **支払先名**（正式名称、フルネームで）
- ・ **支払内容**（接待に、商談、打合せ、他どんな内容の飲食代なのか）
- ・ **相手氏名**（例：A 社〇〇部長、得意先〇〇氏、従業員〇〇）
- ・ **人数合計**（例：A 社〇〇部長他 3 名）

以上、その支出の実体を問われる可能性もありますので、上記内容を明確に記載し、それぞれのケースに応じた説明資料（会議の内容を記載した書類、従業員慶弔規定、情報提供の契約書、社員旅行日程表など）の準備が必要です。

宜しくお願いいたします。

税理士法人みらい

TEL 042-422-7440

FAX 042-421-8345

Web <http://www.tax-mirai.or.jp>

E-mail info@tax-mirai.or.jp